

東京都における法曹有資格者活用について

1 庁内の法曹有資格者の採用状況（平成22年4月1日現在）

- 採用人数
8名（部長級1、課長級7）・・・内、特定任期付採用4
※新司法試験合格者の採用実績は無い
- 配置先
総務局総務部文書課1（政策課題、係争解決等に対する法的見地からの支援業務）
同 法務課6（訴訟事務、不服審査事務）
労働委員会事務局1（不当労働行為審査事務、訴訟事務）

2 有資格者活用の現状と課題

各局事業における政策立案、事業執行、紛争処理等の諸段階において、内部職員であるメリットと法曹有資格者としての高度な専門性を活かして関与し、行政目的の達成と適正化に貢献している。

【課題】 有資格者の計画的な確保・育成

※ 都庁の政策法務力を高めていくために、また、専門性の高い争訟事務等を的確に処理するために、中核的存在となる有資格者の存在が不可欠である。

⇒ 検討すべき事項

- 有資格者採用・活用のあり方
- 内部職員の資格取得への支援策
- 採用後の育成 etc.

3 自治体職員として求められる資質・能力

法務のコア職員像＝法務に強い行政実務家（行政センス・経験 ＋ 法曹資格・経験）

⇒ 豊富な実務経験（自治体職員として or 法曹実務家として）を有していること

- 自治体及びその事務事業の存在意義への理解
- 地方自治法、地方公務員法、行政手続法及び行政法の基礎的知識
- 自治体の仕事の進め方・ルールについての知識
- 自治体の仕事の現状について理解できる感性
- 組織人としての意識、協調性
- 現実の課題に対し、制約を前提として解決策を提案できる力